

社会福祉法人葭の里 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人葭の里の役員等の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員をいう。

2 報酬及び費用弁償は、役員等の職務執行の対価として支払われるものとする。

(会議の出席報酬)

第3条 役員等が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、第三者委員出席会議に出席した場合は、別表1により1日分の報酬及び費用弁償を支払うことができる。

2 同日にあわせて法人の業務を行った場合、会議の出席報酬及び費用弁償は支払わないものとする。

3 役員等を兼務している場合は、どちらか一人分の報酬及び費用弁償を支払うものとする。

4 交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

5 支払額は、源泉徴収税を控除した額とする。

(監事監査指導および会議以外の業務の報酬)

第4条 役員等が、前項の会議以外の日において法人の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

2 交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

3 支払額は、源泉徴収税を控除した額とする。

(出張時の報酬等)

第5条 役員等が法人業務のために出張する場合は、別表2により報酬を支給することができる。

2 旅費等の業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 支払額は、源泉徴収税を控除した額とする。

(常任理事の報酬)

第6条 継続かつ定期的に就業する理事（以下、「常任理事」という。）の報酬は、第3条から第5条までを適用しない。

2 常任理事の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、一人当たり年間総額1000万円までの範囲内で報酬及び交通費を支給することができる。

(適用除外)

第7条 法人の職員が兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(支給方法)

第8条 常任理事については毎月支給し、それ以外の役員等については支給すべき事由が発生したときに、その都度支給する。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

別表1

役職等	報酬 (月額)	費用弁償 (月額)
理事	2,000円	1,000円
監事	2,000円	1,000円
評議員	2,000円	1,000円
評議員選任・解任委員	2,000円	1,000円
第三者委員	2,000円	1,000円

別表2

役職等	報酬 (月額)	費用弁償 (月額)
理事	3,000円	1,000円
監事	3,000円	1,000円
評議員	3,000円	1,000円
評議員選任・解任委員	3,000円	1,000円
第三者委員	3,000円	1,000円

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。